

# 養育医療の給付を申請される方へ

## 【制度の概要】

この制度は、身体の発達が未熟なままで生まれて入院している乳児に対し、指定医療機関の医師が必要と認めた場合にその治療に必要な医療費を助成する制度です。

申請により給付が決定されますと、医療券が交付されます。必ずしも申請が認められるとは限りませんのでご注意ください。指定医療機関の窓口で医療券と健康保険証を提示することにより医療の助成を受けることができます。

## 【対象者】

八王子市内に居住する(1)又は(2)に該当する新生児

- (1) 出生時体重が 2,000 グラム以下の方
- (2) 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある方
  - ア 一般状況(運動不安・けいれん・運動異常)
  - イ 体温が摂氏 34 度以下
  - ウ 呼吸器、循環器系(強度のチアノーゼが持続、呼吸数が毎分 30 以下等)
  - エ 消化器系(生後 24 時間以上排便がない、48 時間以上嘔吐が持続等)
  - オ 黄だん(生後数時間以内に出現、異常に強い場合)

## 【助成の範囲】

指定医療機関での入院養育について、医療費(健康保険適用分)の自己負担額と食事療養費が対象となります。おむつ代、差額ベッド代等の保険適用外のものは、給付の対象となりません。

## 【自己負担について】

世帯の市町村民税額等に応じて自己負担額(徴収基準月額)があります。

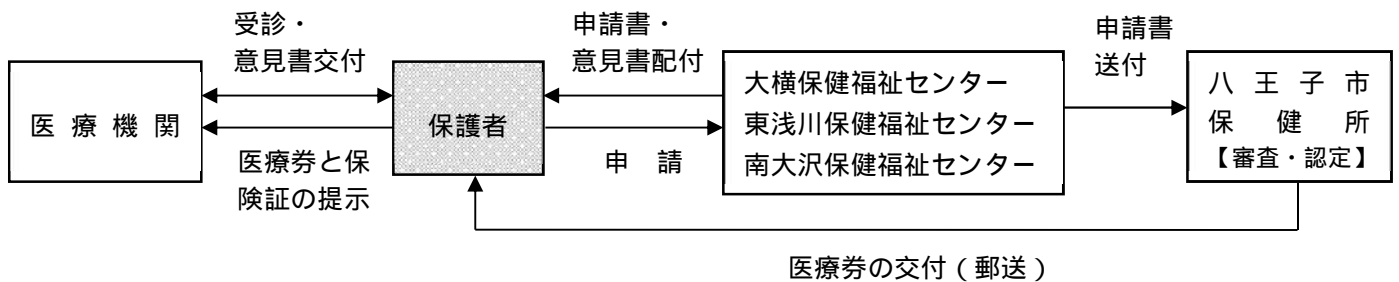
ただし、自己負担額についても、八王子市乳幼児医療証(マル乳医療証)をお持ちの方については、マル乳医療証から助成されます。

## 【申請期間】

入院養育が必要と認められたら入院中に速やかに申請してください。

市に還付請求をすることはできませんのでご注意ください。(養育医療券が送付される前に医療費を支払済みの場合は医療機関とご相談ください。)

## 【医療券交付の流れ】(医療券の交付までの所要日数は、各保健福祉センターへの申請から 30 日程度かかります。)



## 【提出先 問い合わせ先】

項目	問い合わせ先		
申請書類の配付・提出・再交付等	大横保健福祉センター	〒192-0062 八王子市大横町 11-35	042-625-6501
	東浅川保健福祉センター	〒193-0834 八王子市東浅川町 551-1	042-667-1331
	南大沢保健福祉センター	〒192-0364 八王子市南大沢 2-27	042-679-2205
認定審査・医療券の発行	八王子市保健所(保健対策課) 〒192-0046 八王子市明神町 3-19-2 東京たま未来メッセ 5 階 042-645-5162 FAX 042-644-9100		

必要書類は裏面をご覧ください

**【必要書類】**

全員が必要な書類	1 養育医療申請書	保護者の方が記入してください。												
	2 養育医療意見書	主治医に記入、押印をしてもらってください。 意見書の内容が不明確な場合、必要に応じ担当より治療内容を問い合わせる場合があります。												
	3 世帯調書	保護者の方が記入してください。(生計を一にしている全員を記入してください。) また、八王子市が、住民税課税状況等を閲覧することに同意していただくため、署名していただく欄があります。												
	4 健康保険証のコピー	申請の対象となるお子様のもの。保険証ができていない場合はお子様が加入する予定の健康保険の被保険者のコピーをご提出ください。												
該当の方のみ必要な書類	5 課税(非課税)証明書)	世帯全員の市町村民税額を確認するため、 <b>下記基準日以前に八王子市に住民登録がない方は課税非課税証明書を提出してください。</b> なお、個人番号(マイナンバー)の御記載をいただくと、課税非課税証明書は省略できます。 <table border="1" style="margin: 5px auto; width: 80%;"> <tr> <th colspan="3">申請する時期によって証明書類の年が変わります。</th> </tr> <tr> <th>申請月</th> <th>基準日</th> <th>証明書の年度(年分)</th> </tr> <tr> <td>1月から6月まで</td> <td>前年の1月1日</td> <td>前年度(前々年分)</td> </tr> <tr> <td>7月から12月まで</td> <td>今年の1月1日</td> <td>今年度(前年分)</td> </tr> </table>	申請する時期によって証明書類の年が変わります。			申請月	基準日	証明書の年度(年分)	1月から6月まで	前年の1月1日	前年度(前々年分)	7月から12月まで	今年の1月1日	今年度(前年分)
	申請する時期によって証明書類の年が変わります。													
	申請月	基準日	証明書の年度(年分)											
	1月から6月まで	前年の1月1日	前年度(前々年分)											
7月から12月まで	今年の1月1日	今年度(前年分)												
6 患者本人及び申請者の個人番号を確認する書類	提出書類に個人番号を記入された場合、下記のうちいずれかの提示が必要となります。 個人番号カード 通知カード マイナンバーが記載された住民票又は住民票記載事項証明書(発効から3カ月以内のもの) 通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合のみ													
7 申請書類の提出者が御本人であることを確認できる書類	提出書類に個人番号を記入された場合、下記のいずれか1つの提示が必要となります。 運転免許証 個人番号カード パスポート 等 上記のいずれかを提示できない場合は、下記のいずれか2つの提示が必要となります。 健康保険証 年金手帳 児童扶養手当調書 官公署が交付した証 等													
8 委任状	提出書類に個人番号を記入し、申請書に記載されている申請者と実際に申請書を提出する「提出者」が異なる場合は必要となります。													

**【医療券交付後について】**

事項	必要な書類	申請窓口
治療を継続する場合	継続協議書、継続の意見書	大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター
転院する場合	申請書、追加意見書(転院前の主治医が作成)、意見書(転院後の主治医が作成) 前回申請時から変更がなければ、世帯調書、保険証、所得を証明する書類の添付は省略可。	
住所・保険証等を変更した場合	変更届、医療券(保険証を変更する場合は、新しい保険証を持参してください。)	
医療券を紛失した場合	再交付申請書	